
協会組織・機能のあり方について

協会機能のあり方に関する特別委員会報告

日証協・平 16 . 3 . 17

本協会では、組織・機能の見直し及びその他関連する諸活動のあり方について検討を行うため、本年 1 月、本協会理事会の下に「協会機能のあり方に関する特別委員会」を設置し、これまで 5 回にわたり鋭意検討を重ねた結果、以下のとおり、同特別委員会案として、「協会組織・機能のあり方について」を取りまとめ、3 月 17 日の理事会において承認した。

「協会組織・機能のあり方について」(協会機能のあり方に関する特別委員会報告)の全文は以下のとおりである。

- 協会組織・機能のあり方について -

協会機能のあり方に関する特別委員会報告

平成16年3月17日

協会機能のあり方に関する特別委員会の審議経過

第1回会合

平成16年1月21日(水)

- 協会の自主規制機能と業界活動機能のあり方について

第2回会合

平成16年2月16日(月)

- 全体のガバナンス構造について
- 理事会の構成について
- 自主規制部門、業界活動部門の意思決定機関の構成について

第3回会合

平成16年2月18日(水)

- 全体のガバナンス構造について
- 自主規制部門の意思決定機関の構成及び選任方法等について
- 業界活動部門の意思決定機関の構成及び選任方法等について

第4回会合

平成16年3月2日(火)

- 「協会組織・機能のあり方についての基本方針(案)」の決定
- メンバーコメントの実施

第5回会合

平成16年3月15日(月)

- メンバーコメントの紹介等
- 「協会組織・機能のあり方についての基本方針(案)」の決定
- 証券広報センター及び日本証券経済研究所の機能のあり方について

以 上

「協会機能のあり方に関する特別委員会」名簿

平成 16 年 1 月

委員長	越田弘志	(日本証券業協会 会長)
副委員長	金子昌資	(株)日興コーディアルグループ 会長)
委員	藍澤基彌	(藍澤証券(株) 会長)
同	梅原馨	(共和証券(株) 社長)
同	大澤佳雄	(みずほ証券(株) 社長)
同	加藤哲夫	(岡三証券(株) 社長)
同	木村茂	(木村証券(株) 社長)
同	古賀信行	(野村証券(株) 社長)
同	小林いずみ	(メリルリンチ日本証券(株) 社長)
同	武樋政司	(いちよし証券(株) 社長)
同	原良也	(大和証券(株) 社長)
同	村上朝昭	(コスモ証券(株) 会長)
同	安田雄典	(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券 東京支店長)

(以上 13 名)

(敬称略・五十音順)

常時出席者	高橋厚男	(日本証券業協会 副会長)
同	若林勝三	(同 専務理事)
同	菊一護	(同 常務理事)
同	菅野浩	(同 常務理事)
同	高橋明夫	(同 常務理事)
同	坂下晃	(同 常任監事)
同	吉岡一憲	(同 会員本部長)

協会組織・機能のあり方について

平成 16 年 3 月 17 日

日本証券業協会

協会機能のあり方に関する特別委員会

1. 本協会では、組織・機能の見直し及びその他関連する諸活動のあり方について検討を行うため、平成 16 年 1 月 21 日付けで、本協会理事会の下に「協会機能のあり方に関する特別委員会」を設置し、これまで 5 回にわたり鋭意検討を重ねた結果、下記のとおり、同特別委員会案として、「協会組織・機能のあり方について」を取りまとめた。

協会組織・機能のあり方について [基本的な考え方] <別添資料 1>

協会組織・機能のあり方についての基本方針 <別添資料 2>

協会組織・機能のあり方 [イメージ図] <別添資料 3>

2. 協会組織・機能のあり方についての検討過程において、東証取引参加者協会、国際銀行協会等から意見の表明があり、また、取りまとめに際して、協会員の意見を幅広く募集する「メンバーコメント」を実施し、14 の協会員意見が集まった。これらの意見は、上記の作成にあたり十分勘案し、また、今後、基本方針の具体化に向けた検討やその後の制度の運用にあたり十分念頭に置くこととした。

- 3 . 基本方針案に沿って、新体制移行の準備のため、「暫定推薦基準案」の策定や「新体制設立準備会合」の設置を、本特別委員会で行っていくこととした。
- 4 . 本特別委員会では、協会組織・機能のあり方の一環として、証券広報センター及び日本証券経済研究所のあり方についても検討し、その方向性を取りまとめた。

証券広報センター及び日本証券経済研究所の機能のあり方について

<別添資料 4>

以 上

協会組織・機能のあり方について 〔基本的な考え方〕

平成 16 年 3 月 17 日

日本証券業協会

協会機能のあり方に関する特別委員会

- 1 . 業界活動部門においては、多様な業態を形成する会員の意見を十分に吸収し、それらを意思決定に適切に反映させる仕組みが求められており、本協会の業界活動機能を一層強化していくことが期待されている。
- 2 . 投資家からの信頼確保や行政との役割分担の明確化（検査の重複回避等）等自主規制に課せられた役割の重要性が一段と増すなかで、本協会の自主規制機能について、公正・中立な運営がこれまで以上に求められている。
- 3 . 上記の環境を踏まえ、協会機能のあり方に関して、業界活動機能と自主規制機能について、別法人、親子・兄弟法人、同一法人内別組織の三案が考えられるが、そのうち、以下の理由から、本協会の中で両機能を併せ持つ、同一法人内別組織を選択し、それぞれを独立的に運営することとする。
 - (1) 両機能は相互に密接に関連し、補完し合っており、同一法人内に併せ持つ必要がある。
 - (2) 自主規制は、市場仲介者の信頼を高めるため、証券業務の実態に照らし、業界としてその役割を果たすものであり、自主規制機能と業界活動機能は同一法人内で行うことが望ましい。
 - (3) 両機能を別法人とする際の二重のコスト負担を回避する観点からも、同一法人内に両機能を置くべきである。
 - (4) 本協会内に両機能を置くことにより、両機能がそれぞれの視点に応じた考え方を尊重し、対応することが可能となり、双方にとって良い効果をもたらすことになる。

- 4 . 業界活動機能と自主規制機能の両機能が、本協会内で独立的に運営されるためには、理事会を「予算・決算、会費、組織、両部門の基本方針等専決事項の決議を行い、協会運営全体を監督する機関」と位置づけたうえで、理事会の委任を受けて、両部門の意思決定機構がそれぞれ所管する通常業務の決議を行うガバナンス体制を構築する必要がある。
- 5 . 業界活動部門は会員による運営を行い、多様な業態を形成する会員や地区会員の意見を十分に吸収し、同部門の意思決定機構にそれらを反映させる評議会を形成するとともに、意思決定機構は、業態ごとの実態を反映し、地方会員を含む会員間のバランスを考慮した構成とする必要がある。
- 6 . 自主規制部門の意思決定機構には、公正性・中立性を担保するため、公益委員を入れた構成とするとともに、業態ごとの実態を反映し、会員間のバランスを考慮した構成とする必要がある。
- 7 . 上記4のように、協会運営全体に係る専決事項の決議と協会運営全体の監督機能を担う機関として位置づけた新体制の理事会では、効率的・効果的な意思決定を図るため、よりコンパクトな構成とし、公正性・中立性が担保でき、対外的にみて納得性の高いガバナンス体制を構築する必要がある。
- 8 . 予算・決算、組織運営等協会全体に係る事項の審議は、理事会の下に設置する協会員によって構成する総務委員会が行うこととする。総務委員会の下部機構には財務分科会を設置し、予算配分や会費等の決定に協会員の意見を幅広く反映させ、財務・予算の透明性の確保を図ることとする。
- 9 . 市場管理部門については、ジャスダックの取引所化に向けて、本協会から独立する方向で作業が進められており、その間は暫定的に自主規制部門において、市場管理を行うこととする。
- 10 . 上記の検討を踏まえ、本特別委員会は、別紙のとおり基本方針として、組織・機能の具体的提案を取りまとめた。

以 上

協会組織・機能のあり方についての基本方針

平成 16 年 3 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会
協会機能のあり方に関する特別委員会

注；以下、組織名はすべて仮称とする。

業界活動部門（以下、「証券戦略部門」という。）について

【基本方針】

- ◇ 本部門において、証券戦略に係る通常業務の意思決定を行う。
- ◇ 業態ごとの会員意見を幅広く吸収し、意思決定に反映させる。
- ◇ 本部門は会員により運営し、会員が参加実感を持てる体制とする。

- 1 . 理事会の委任を受けて、証券戦略に係る通常業務の決議を行うため、証券戦略部門の意思決定機構として「証券戦略会議」を設置し、会員による運営を行う。
- 2 . 証券戦略会議の構成及び同会議議長（同会議議長は本協会の副会長となる）、委員等の選任方法は以下のとおりとする。
 - (1) 証券戦略会議の構成は、下記のとおり 15 名程度とする。

□ 会員委員	11 名（選任委員）
□ 証券戦略会議議長（副会長）	1 名
□ 会長	} 1 ～ 2 名
□ 証券戦略部門執行責任者（事務局責任者）	
□ 証券評議会議長	1 名
□ 地区評議会議長	1 名

注；会長が常任理事の場合は、証券戦略部門執行責任者を兼ねることが考えられる。会長が非常勤（会員）である場合は、証券戦略会議議長を兼ねることが考えられる。以下は、現行通り、会長は常任理事として記述してある。

- ・ 会員から選任される委員は、会員委員 11 名及び証券戦略会議議長（副会長）1 名、加えて証券評議会議長、地区評議会議長の 2 名を含めた 14 名とする。
- ・ 上記 11 名は、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表から選任し、業態ごとの実態を反映し、東京地区以外の地区会員代表者を含む構成とする。
- ・ 担当の常任理事・執行役員は常時出席者として参加する。その他の常任理事・執行役員は証券戦略会議議長の判断により、必要に応じて出席する。

(2) 証券戦略会議の下に、同会議の会員代表者若干名（東京地区以外の地区の会員代表者を含む）で構成する同部門の「人事推薦委員会（委員長は証券戦略会議議長）」を設置する。

(3) 上記(2)の人事推薦委員会は、その推薦基準に基づいて、証券戦略会議議長（副会長）及び同会議の会員委員をそれぞれ推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、会員選挙（他候補者の立候補可）を行い、総会においてその結果を報告する。

(4) 上記(3)の人事推薦委員会の推薦基準は、業態ごとの実態を反映した構成、東京地区以外の地区の会員代表者を含んだ会員間のバランスを考慮した構成、となるよう証券戦略会議において決定する。

- (5) 当初（新体制移行前）は、本特別委員会において、暫定推薦基準案を策定し、理事会で決定することとし、当初の候補者の推薦については、「新体制設立準備会合」を設置し、上記暫定推薦基準に基づいて候補者を推薦することとする。証券戦略会議議長及び会員委員は、この推薦に基づき、会員選挙を行い、総会においてその結果を報告する。

注；16年5月定時会員総会において、協会機能のあり方に係る必要な定款改正を行い、同年6月臨時総会までの間に会員選挙を実施する方向で検討する。

3. 証券戦略部門の機能として、業態別の意見を吸収し、意見集約を図る場である「証券評議会」を設置することとし、証券評議会の構成及び同評議会議長の選任方法等は以下のとおりとする。

注；証券評議会の設置及び当初の取扱いは5ページのとりとする。

- (1) 証券評議会の下に、リーテイル証券、外国証券、インターネット証券、ホールセール証券など業態別評議会を設置し、その各代表により、証券評議会を構成する。
- (2) 証券評議会議長は、業態別評議会の各代表の中から、互選で選任し、同議長は証券戦略会議の委員となる。

4. 証券戦略部門の機能として、地区別の意見を吸収し、意見集約を図る場である「地区評議会」を設置することとし、地区評議会の構成及び同評議会議長の選任方法等は以下のとおりとする。

注；地区評議会の設置は5ページのとりとする。

- (1) 地区評議会の下に、東京、大阪、名古屋、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州の各地区ごとに、地区別評議会を設置し、その代表により、地区評議会を構成する。

(2) 地区評議会議長は、地区別評議会の各代表の中から、互選で選任し、同議長は証券戦略会議の委員となる。

5. 証券戦略会議の下に、「政策委員会」等必要に応じて「委員会」を設置する。委員会の委員は、証券戦略会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任し、委員会の委員長は、証券戦略会議委員のうちから、同会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任する。

注；常設委員会の設置及び当初の取扱いは 15 ページのとおりとする。

< 参考 >

証券戦略会議

区分			役職名	人数 (名)	小計 (名)
A	B	C			
選任	非常勤	会員	議長 [会員理事・副会長]	1	1
選任	非常勤	会員	委員	1	11
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
選任	非常勤	会員	委員	1	
非選任	非常勤	会員	証券評議会議長	1	2
非選任	非常勤	会員	地区評議会議長	1	
-	常勤	会員外	常任理事・会長・執行責任者	1	1
合 計					15

(注)

「証券評議会」、「地区評議会」について

【証券評議会】

- 1 . 新体制移行後、証券戦略会議において、業態別の評議会の設置・運営規定となる「業態別評議会運営要綱」を定める。
- 2 . 当初の取扱いとしては、本特別委員会において、「暫定業態別評議会運営要綱案」を策定し、現在の理事会で決定したうえで、同要綱に基づいて4つの業態別評議会（リーテイル証券評議会、外国証券評議会、インターネット証券評議会、ホールセール証券評議会）を設置することができるとしたうえで、その他の業態別評議会について、次のような設置基準を設ける。
 - 原則として、10社以上の会員が共通の業態であるグループを組成し、証券戦略に関する諸問題を検討する同グループの業態別評議会設置を要請した場合には、証券戦略会議に諮り、証券戦略会議がその設置の可否について決定する。
 - 業態別評議会への参加はオープン方式（いずれかの評議会に参加したい会員が同評議会に登録し参加する方式）とし、業態別評議会の中で10名程度で構成される幹事会を設置し、同幹事会の中から互選で、議長・副議長を選任する。
 - 業態別評議会が4～6の評議会であれば、それぞれの評議会議長・副議長2名が証券評議会に参加する（証券評議会の参加者は、業態別評議会の設置状況によって定める）。
 - 証券評議会、業態別評議会の各委員は、証券戦略会議、自主規制会議、常設委員会の委員を兼ねることができる。
 - 新体制移行前に上記4業態別評議会以外の業態別評議会設置の要請があれば、本特別委員会で検討したうえで、理事会に付議する。

【地区評議会】

- 1 . 地区評議会及び地区別評議会は、現行の地区連絡委員会及び各地区評議員会の体制を同評議会制に移行して運営する。
- 2 . 地区評議会委員、地区別評議会委員（会員代表者）は、証券戦略会議、自主規制会議、常設委員会の委員を兼ねることができる。

自主規制部門について

【基本方針】

- ◇ 本部門において、自主規制に係る通常業務の意思決定を行う。
- ◇ 対外的にみて、公正性・中立性が担保され、信頼される体制とする。

1. 理事会の委任を受けて、自主規制に係る通常業務の決議を行うため、自主規制部門の意思決定機構として、「自主規制会議」を設置する。
2. 自主規制会議の構成及び自主規制部門の機能、同会議議長（同会議議長は本協会の副会長となる）、委員等の選任方法は以下のとおりとする。
 - (1) 自主規制会議の構成は、下記のとおり 11 名程度とする。

☐ 会員委員	4 名（選任委員）
☐ 特別会員委員	1 名（選任委員）
☐ 公益委員（うち 1 名は自主規制会議議長・副会長）	4 名（選任委員）
☐ 会長	} 2 名
☐ 自主規制部門執行責任者（事務局責任者）	

- ・ 公益委員 4 名（うち 1 名は、自主規制会議議長・副会長）は、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する人以外の人から選任し、会員委員 4 名は、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表から選任する（業態ごとの実態を反映し、会員間のバランスを考慮した構成とする）。特別会員委員 1 名は特別会員間で選任する。
- ・ 担当の常任理事・執行役員は常時出席者として参加する。その他の常任理事・執行役員は自主規制会議議長の判断により、必要に応じて出席する。

- (2) 自主規制会議の下に、会員委員及び公益委員の若干名で構成する同部門の「人事推薦委員会（委員長は自主規制会議議長）」を設置する。
- (3) 上記(2)の人事推薦委員会は、その推薦基準に基づいて、自主規制会議の会員委員、公益委員（うち1名は自主規制会議議長・副会長として推薦する）、特別会員委員をそれぞれ推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、会員委員については会員選挙（他候補者の立候補可）、特別会員委員については特別会員選挙（他候補者の立候補可）を行い、総会においてその結果を報告し、公益委員（うち1名は自主規制会議議長・副会長）については総会において選任する。
- (4) 上記(3)の人事推薦委員会の会員委員の推薦基準は、業態ごとの実態を反映し、会員間のバランスも考慮した構成となるよう、自主規制会議において決定する。
- (5) 当初（新体制移行前）は、本特別委員会において、暫定推薦基準案を策定し、理事会で決定することとし、当初の候補者の推薦については、「新体制設立準備会合（前掲）」を設置し、上記暫定推薦基準に基づいて候補者を推薦することとする。会員委員は、この推薦に基づき、会員選挙を行い、総会においてその結果を報告し、公益委員（うち1名は自主規制会議議長・副会長）については総会において選任する。
- (6) 自主規制会議の下に、「自主規制委員会」等必要に応じて「委員会」を設置する。委員会の委員は、同会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任し、委員会の委員長は、自主規制会議委員のうちから、同会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任する。

注；常設委員会の設置及び当初の取扱いは15ページのとおりとする。

< 参考 >

自主規制会議

区分			役職名	人数 (名)	小計 (名)
A	B	C			
選任	非常勤	会員外	議長 [公益理事・副会長]	1	4
選任	非常勤	会員外	公益委員	1	
選任	非常勤	会員外	公益委員	1	
選任	非常勤	会員外	公益委員	1	
選任	非常勤	会員	会員委員	1	4
選任	非常勤	会員	会員委員	1	
選任	非常勤	会員	会員委員	1	
選任	非常勤	会員	会員委員	1	
-	非常勤	特別会員	特別会員委員	1	1
-	常勤	会員外	常任理事・会長	1	2
-	常勤	会員外	常任理事・副会長・執行責任者	1	
合 計					11

協会全体のガバナンス構造について

【基本方針】

- ◇ 理事会の専決事項を定め、通常業務の意思決定を、証券戦略部門及び自主規制部門にそれぞれ委任する体制とする。
- ◇ 新体制における理事会は、専決事項の決議及び両部門の進行管理、協会運営に対する監督を行い、現理事会に比べ少数の理事による構成とする。

【理事会の権限及び構成】

1. 理事会は、予算・決算、会費、組織、定款改正、執行役員の選任、証券戦略部門及び自主規制部門のそれぞれの基本方針、年度計画、会員総会の招集等の理事会専決事項について決議し、両部門からの報告に基づき、両部門の進行管理を行うとともに、両部門及び協会運営全体に対する監督を行うこととする。

2. 理事会の構成は、以下のとおり10名以内とする。

□ 公益理事 3名（うち1名は副会長・自主規制会議議長、他2名は選任理事）

注；公益理事とは、「証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する人以外の人」をいう。

□ 会員理事 3名（うち1名は副会長・証券戦略会議議長、1名は副会長・総務委員会委員長、1名は選任理事）

□ 特別会員理事 1名（選任理事）

□ 常任理事 3名（会長・理事会議長、他2名）

- ・ 以上に加え、常時出席者として、会員監事2名、常任監事1名の計3名及び執行役員等が出席する。

【会長の職務】

➤ 会長の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 会長は総会及び理事会議長となる。
- (3) 会長は、常任理事のうちから、証券戦略部門及び自主規制部門それぞれの執行責任者を指名し、両部門の意思決定機構である証券戦略会議、自主規制会議所管の決議事項に関する業務執行を、それぞれの執行責任者に委任する。

【理事会構成員の推薦及び選任方法】

- 1 . 証券戦略部門及び自主規制部門の下に設置したそれぞれの人事推薦委員会の合同メンバーにより、「人事推薦合同委員会（会長を委員長とする）」を設置し、同合同委員会は、会長及び公益理事、会員理事、特別会員理事、常任理事を推薦する。
- 2 . 会長は、人事推薦合同委員会が幅広く会員内外を問わず候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、総会において選任する。
- 3 . 公益理事（選任理事）は、人事推薦合同委員会が候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、総会において選任する。
- 4 . 会員理事（選任理事）は、人事推薦合同委員会が候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、会員選挙（他候補者の立候補可）を行い、総会においてその結果を報告する。
- 5 . 特別会員理事（選任理事）は、人事推薦合同委員会が候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、特別会員選挙（他候補者の立候補可）を行い、総会においてその結果を報告する。
- 6 . 常任理事は、協会員の役員及び従業員以外の者から選任することとし、人事推薦合同委員会が候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、総会において選任する。常任理事については、その選任に関する現行の特例（注）を維持するものとする。

注；「当分の間、理事会が特に認めた場合に限り、会員の役員から常

任理事 1 名を選任する」というもの（定款第 78 条）。

7. 当初(新体制移行前)の公益理事(選任理事)、会員理事(選任理事)、特別会員理事(選任理事)の候補者の推薦については、「新体制設立準備会合(前掲)」を設置し、候補者を推薦することとする。推薦された候補者のうち、総務委員会委員長(会員理事・副会長)は、会員選挙(他候補者の立候補可)、特別会員理事は特別会員選挙(他候補者の立候補可)を行い、総会においてその結果を報告し、公益理事については総会において選任する。

< 参考 >

理事会

区分			役職名	人数(名)	小計(名)
A	B	C			
-	常勤	会員外	常任理事・会長・議長	1	1
選任	非常勤	会員外	公益理事・副会長 [自主規制会議議長]	1	3
選任	非常勤	会員外	公益理事	1	
選任	非常勤	会員外	公益理事	1	
前掲	非常勤	会員	会員理事・副会長 [証券戦略会議議長]	1	3
前掲	非常勤	会員	会員理事・副会長 [総務委員会委員長]	1	
選任	非常勤	会員	会員理事	1	
選任	非常勤	特別会員	特別会員理事	1	1
-	常勤	会員外	常任理事・副会長・執行責任者	1	1
-	常勤	会員外	常任理事・専務理事	1	1
合 計					10

【総務委員会の役割及び構成】

1. 予算・決算、会費、組織、定款改正、事業計画及び事業報告の作成、本協会の業務運営に関する総括的事項、その他証券戦略及び自主規制両部門の所管に属さない事項を所管するため、両部門に偏ることなく、全体としてバランスをとり、公正・中立な立場と位置づける理事会の下に「総務委員会」を設置する。
2. 総務委員会の構成は、以下のとおり 11 名以内とする。

☐ 総務委員会委員長（会員理事・副会長）	1 名
☐ 会員委員	9 名
☐ 特別会員委員	1 名

【総務委員会の構成員の推薦及び選任方法】

1. 総務委員会委員長（同委員長は本協会の副会長となる）は、人事推薦合同委員会が候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が提案したうえで、会員選挙（他候補者の立候補可）を行い、総会においてその結果を報告する。
2. 総務委員会委員の選任は、理事会が定める推薦基準（業態ごとの実態を反映し、会員間のバランスも考慮した構成）に基づいて、人事推薦合同委員会が、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表から候補者を推薦し、その推薦に基づき、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。
3. 当初（新体制移行前）は、本特別委員会において、総務委員会委員長の暫定推薦基準案を策定し、理事会で決定することとし、当初の候補者の推薦については、「新体制設立準備会合（前掲）」を設置し、上記暫定推薦基準に基づいて候補者を推薦することとする。総務委員会委員長は、この推薦に基づき、会員選挙を行い、総会においてその結果を報告する。

- 4 . 総務委員会委員についても、当初（新体制移行前）は、本特別委員会において、総務委員会委員の暫定推薦基準案を策定し、理事会で決定することとし、当初の候補者の推薦については、「新体制設立準備会合（前掲）」を設置し、上記暫定推薦基準に基づいて候補者を推薦することとする。総務委員会委員は、その推薦に基づき、理事会の同意を得て、会長がこれを選任することとする。

【予算編成及び決定プロセス等】

- 1 . 財務・予算の透明性確保が重要であるとの観点から、予算配分や会費等の決定に際し、会員の意見を適切に反映させられるよう、総務委員会の下に「財務分科会」を設置する。
- 2 . 財務分科会は、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表又は会員の役職員で専門的知識を有する者 10 名程度で構成する。
- 3 . 財務分科会では、予算編成に先がけ、テーマごとに次年度予算編成に当たっての基本方針を審査し、その結果を総務委員会に報告する。また、四半期に 1 回、決算報告を行い、会員監事、常任監事が監査意見を述べ、同分科会がその内容を審査し、その結果を総務委員会に報告する。
- 4 . 総務委員会では、財務分科会での審査を踏まえて、次年度予算及び決算の審議を行い、同委員会の次年度予算案及び決算案を作成して理事会に諮り、理事会の承認を得て、総会で決議する。
- 5 . 財務分科会の委員長は、総務委員会委員のうちから、総務委員会の同意を得て、同委員会委員長がこれを選任する。また、財務分科会の委員は、総務委員会の同意を得て、同委員会委員長がこれを選任する。

【協会財務に関するプロジェクト】

- 1 . 16年度の本協会予算が決定した後（6月以降）、本協会の合理化・効率化を検討するための「協会財務に関するプロジェクト」を総務委員会の下に設置する。
- 2 . 協会財務に関するプロジェクトは、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表又は会員の役職員で専門的知識を有する者 10 名程度で構成し、同プロジェクトのメンバーは、会長と総務委員長が相談のうえ、総務委員会の同意を得て、会長がこれを選任する。

【その他】

- 1 . 執行役員（常務執行役員、執行役員）は、会長が理事会の同意を得て選任する。
- 2 . 理事会、証券戦略部門、自主規制部門の間では、原則として委員は兼任しない。ただし、証券戦略会議、自主規制会議の両議長が理事会メンバーになる等ポストを指定された場合は除く。
- 3 . 証券評議会委員及び地区評議会委員は、他のポストを兼ねることができることとする。
- 4 . 上記組織機能の見直しに対応して、本協会事務局組織を明確に分離する。

市場管理部門の取扱いについて

【基本方針】

- ☆ 市場管理部門については、ジャスダックの取引所化に向けて、本協会から独立する方向で作業が進められており、その間は暫定的に、上記自主規制部門（自主規制会議及び市場委員会）において、市場管理を行うこととする。

(注)

「常設委員会」について

【常設委員会設置要領の策定】

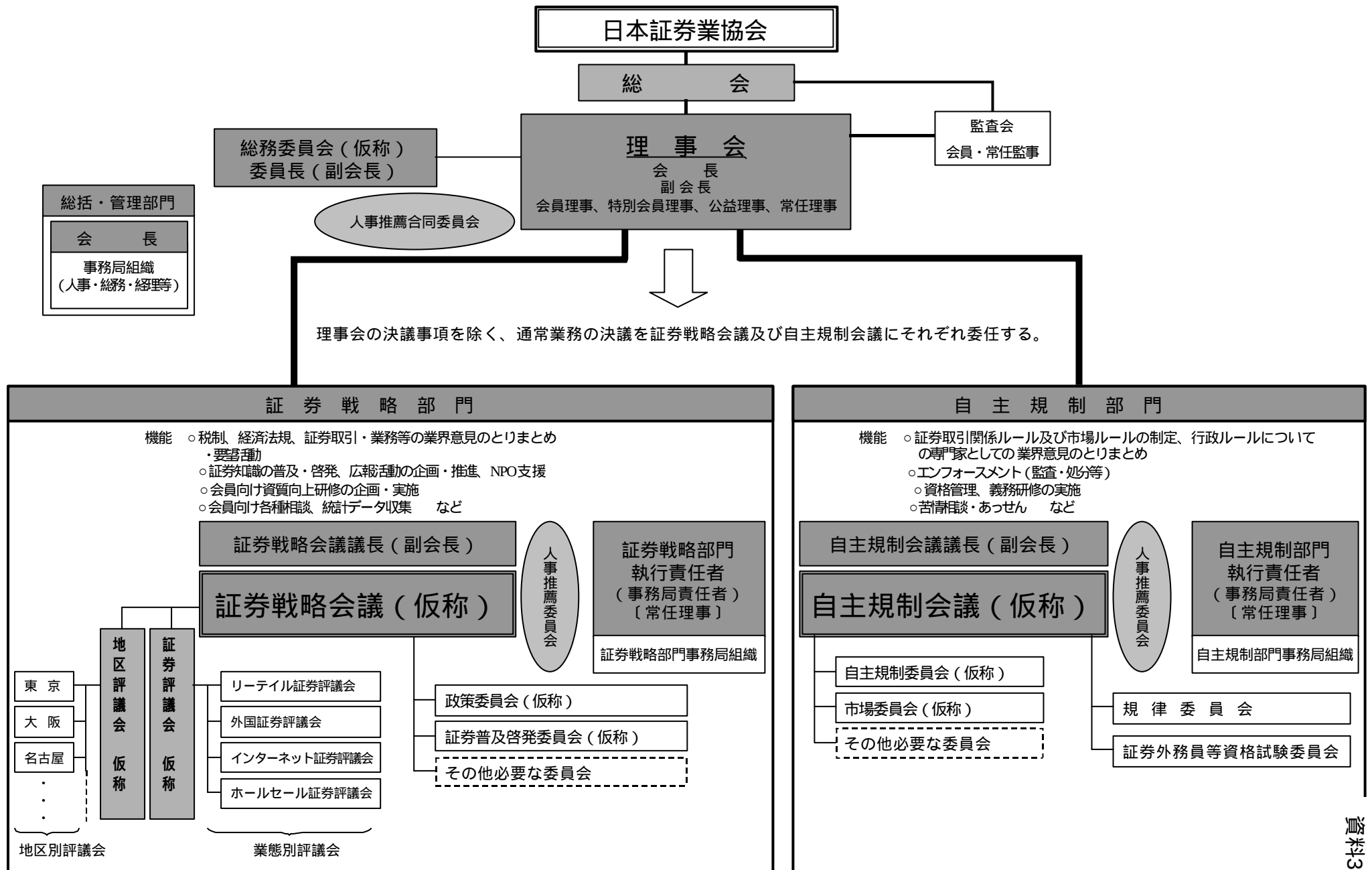
1. 証券戦略会議、自主規制会議において、下記項目等を定めたそれぞれの部門の「常設委員会設置要領」を策定し、決定する。
 - 委員会委員の資格
 - 委員長選任方法等
2. それぞれの要綱に基づき、証券戦略部門及び自主規制部門それぞれに以下の委員会を設置する。
 - 証券戦略部門：政策委員会、証券普及啓発委員会
(その他必要な委員会)
 - 自主規制部門：自主規制委員会、市場委員会
(その他必要な委員会)別途、規律委員会、証券外務員等資格試験委員会

【当面の措置】

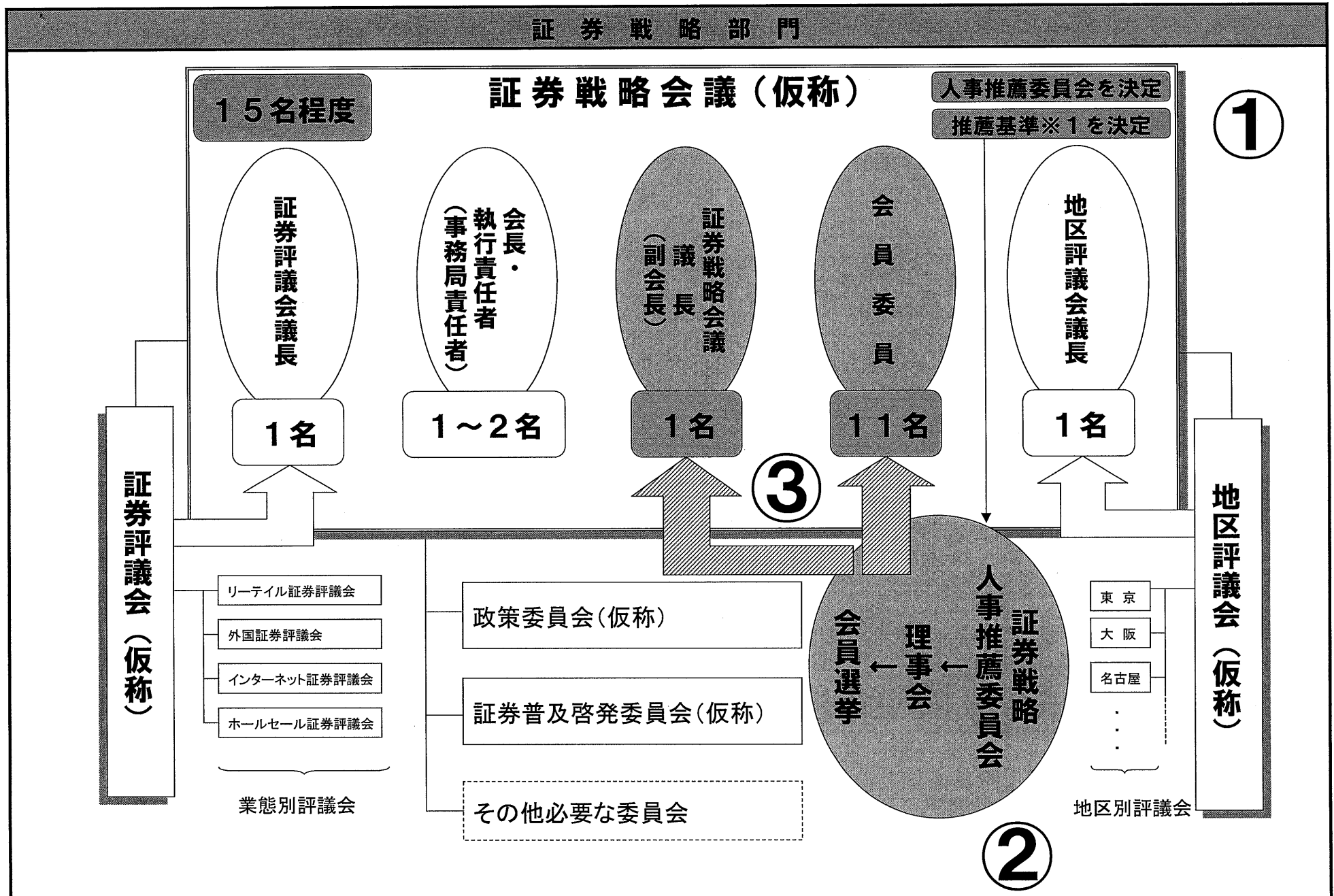
1. 当初は、本特別委員会において、「暫定常設委員会設置要領案(両部門共通)」を策定し、現在の理事会で決定し、証券戦略会議及び自主規制会議は、同要領に基づき又はそれぞれの部門の常設委員会設置要領を決定したうえで、上記委員会を設置する。
2. 証券戦略部門の委員会の委員は、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表、その他有識者から10名程度、証券戦略会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任し、同部門の委員会委員長は、証券戦略会議委員のうちから、同会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任する。
3. 自主規制部門の委員会の委員は、会員代表者又は会員代表者に準ずる会員の代表、その他有識者から10名程度、自主規制会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任し、同部門の委員会委員長は、自主規制会議委員のうちから、同会議の同意を得て、同会議議長がこれを選任する。

以 上

協会組織・機能のあり方（全体イメージ図）



協会組織・機能のあり方（イメージ図1）



証券評議会（仮称）

リーテイル証券評議会

外国証券評議会

インターネット証券評議会

ホールセール証券評議会

業態別評議会

政策委員会（仮称）

証券普及啓発委員会（仮称）

その他必要な委員会

会員選挙

理事会

証券戦略
人事推薦委員会

東京

大阪

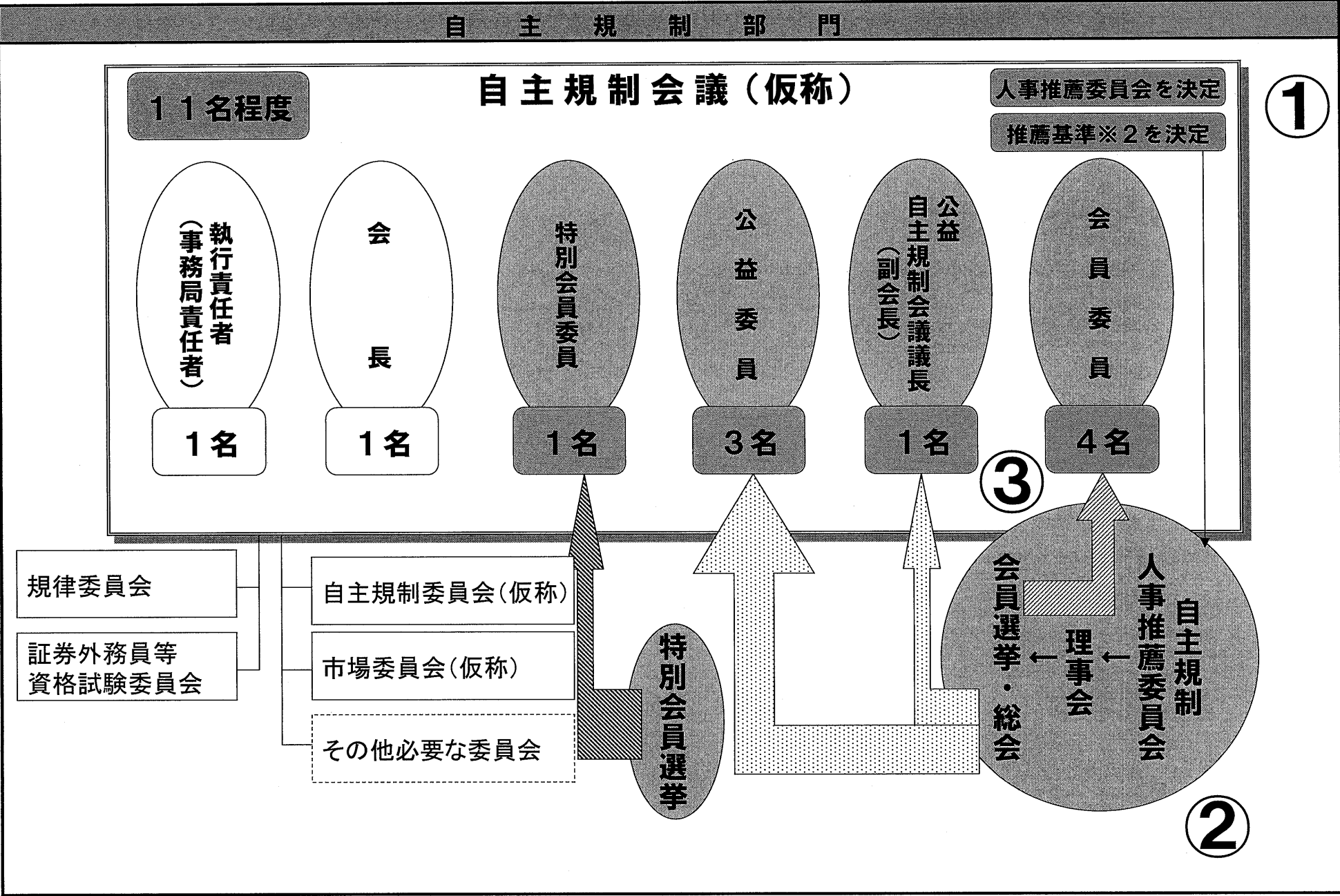
名古屋

...

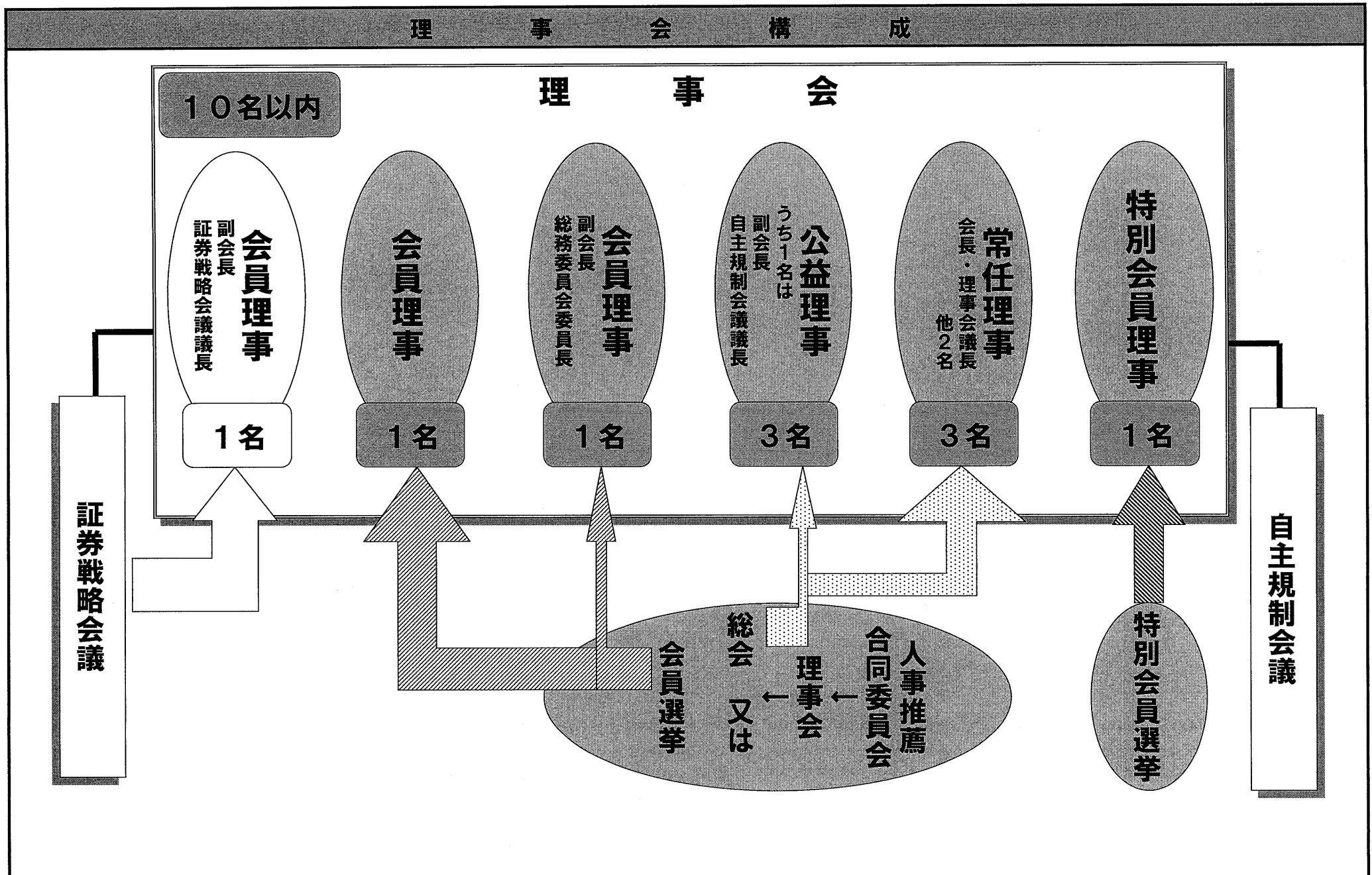
地区別評議会

地区評議会（仮称）

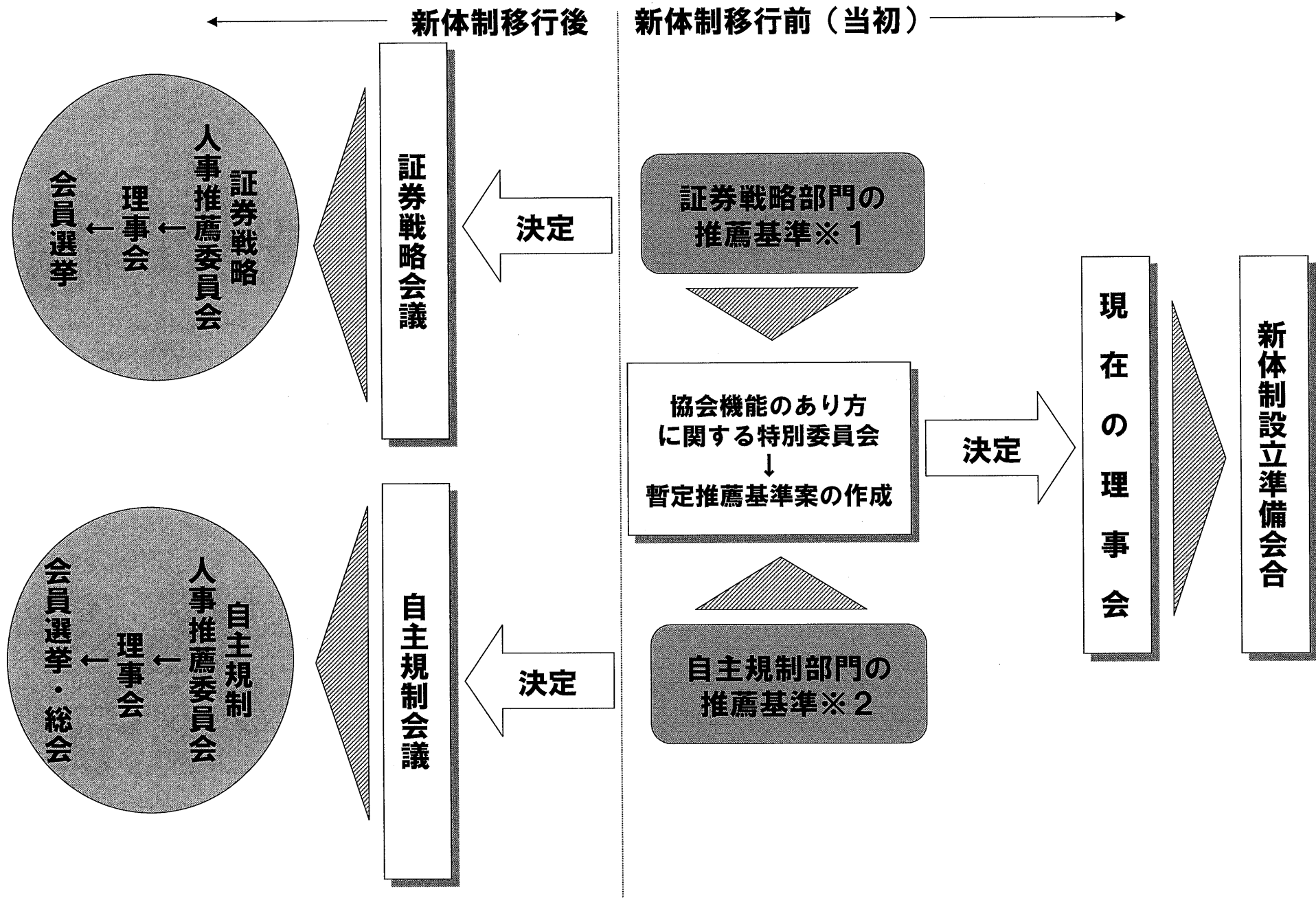
協会組織・機能のあり方（イメージ図2）



協会組織・機能のあり方（イメージ図3）



協会組織・機能のあり方（イメージ図4）



証券広報センター及び日本証券経済研究所の機能のあり方について

平成 16 年 3 月 17 日

日本証券業協会

協会機能のあり方に関する特別委員会

1. 証券広報センター

【基本方針】

- 本協会及び証券広報センターの証券知識の普及・啓発及び広報活動ができる限り一元化するため、同センターの機能を、本協会の普及・啓発及び広報機能と統合する方向で協議する。

〔理由〕

- ・ 本協会が証券知識の普及・啓発、広報活動に主体的かつ積極的に取り組むようになったことに伴い、証券界の教育・広報活動を、より一層効率的・効果的に推進することが期待されている。
- ・ 証券広報センターの事業再構築にとどまらず、運営体制の見直しや意識改革、コストコントロールの一元化が求められている。

【運営・管理体制】

- 協会内における組織名を「教育広報センター（仮称）」とし、同センターの特別会計を設置したうえ、協会の普及・啓発予算及び広報予算を特別会計に統合・一元化することにより、事業を推進する（他団体からは、引き続き同センターの事業費の助成をお願いする）。
- 教育広報センター（仮称）は、証券戦略会議の基本方針に基づいて事業を推進する。ただし、同センターは中立的な立場で事業を推進することが求められるため、同センター内に運営委員会を設置し、具体的な普及啓発、広報活動は、同委員会において検討し推進することとする。

2 . 日本証券経済研究所

【基本方針】

- 日本証券経済研究所は、証券界のシンクタンクと位置づけ、調査・研究の中立性等高い信頼を得るためにも独立した機関として存続させる。
- 調査・研究内容においては、証券界にとって、より戦略的な分野にウェイトをかけ、証券政策等重要課題の理論構築を行うよう要請する。
- 管理費については、引き続きコストコントロールを徹底する。

以 上